

令和7年度 久留米市宿泊施設魅力向上支援事業費補助金 申請要領

目次

1 事業の目的	5 補助率、限度額、額の算出方法
2 対象事業者	6 申請の流れ
3 対象事業	7 書類の提出
4 補助対象経費	

1 事業の目的

観光の重要な都市基盤である宿泊施設の魅力向上および高付加価値化を促し、来訪者の満足度を高めることで観光誘客に繋げることを目的として実施するものです。

2 対象事業者

久留米市内に宿泊施設を有する者を対象とします。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ①市税の滞納がある者
- ②暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者
- ③公的機関

【「宿泊施設」とは】

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設および住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出をして行う同法第 2 条第 3 項の営業に係る施設をいいます。

3 対象事業

「令和 7 年度 福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金」（以下「県補助金」という。）を活用し、久留米市内に有する宿泊施設において行う宿泊施設の魅力向上に繋がる事業を対象とします。

4 補助対象経費

補助事業を実施するために必要な経費のうち、以下の経費を対象とします。

補助対象経費	施設区分	
	旅館・ホテル等	民泊
(1) 施設整備に必要な設計費、工事費等	○	
(2) 装置、器具、ソフトウェア等の購入及び改良費	○	○
(3) (2)の装置等導入に付随する経費(運搬費、設置工事費等)	○	○
(4) 社員の人材育成研修、労働環境改善、業務改善に係る経費	○	○
(5) 新たなサービス展開のためのマーケティング調査費、広告宣伝費	○	○

※各経費の詳細、対象外となる経費については、県補助金の公募要領等をご確認ください。

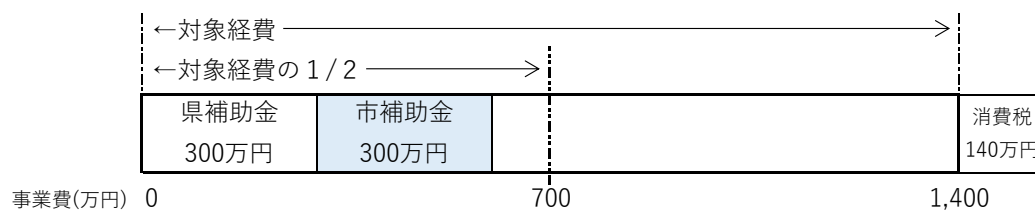
5 補助率、補助限度額、補助額の算出方法

○補助率：1／2以内

○補助限度額：300万円

○補助額の算出方法：補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の1／2から
県補助金額を差し引いて算出します

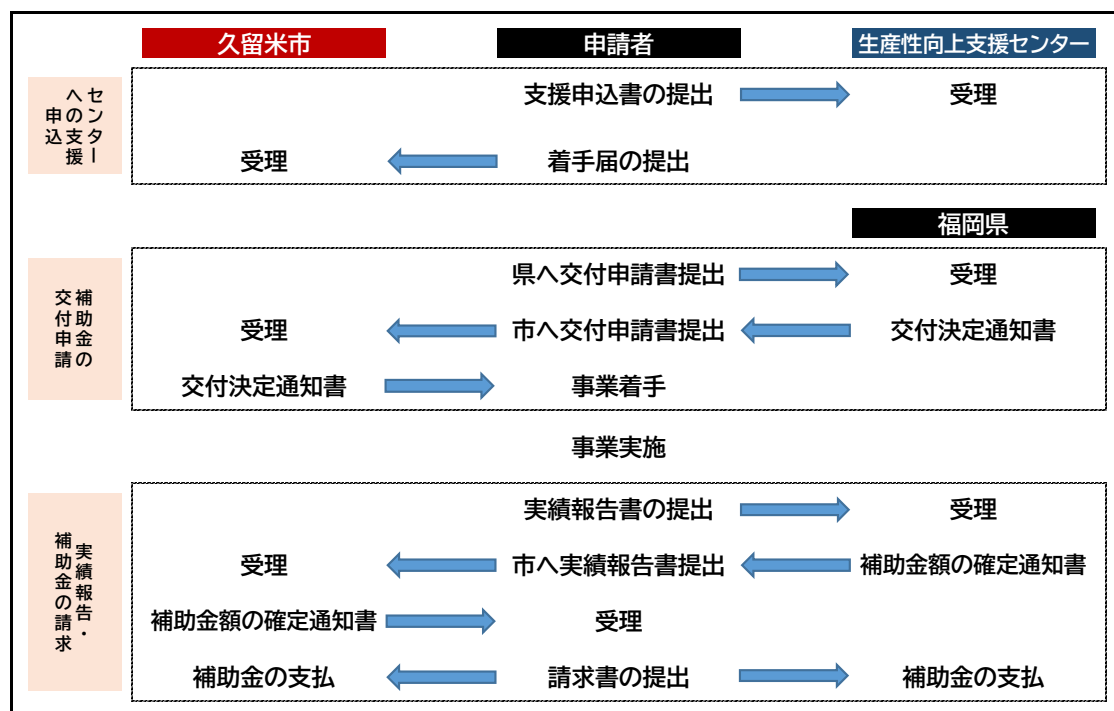
算出例) 補助対象経費の総額が1,400万円の場合



対象経費 1,400 万円 ÷ 2 = 700 万円

ただし、市補助限度額を超えるため補助額 300 万円

6 申請の流れ



※支援センター、福岡県への手続きの詳細については、県補助金の公募要領等をご確認ください。

7 書類の提出

(1) 着手届

福岡県中小企業生産性向上支援センター（以下「支援センター」という。）に支援の申込みを行った後、久留米市に着手届をご提出ください。

※ 着手届による「市補助金の交付申請予定額」が市予算の上限に達し次第、着手届の受付を終了いたします。

【提出書類】

- ☐ 着手届（第1号様式）
- ☐ 支援センターへの生産性向上支援申込書の写し等

(2)交付申請書

県補助金の交付決定通知書を受け取って7日以内に、久留米市への交付申請書をご提出ください。

【提出書類】

- ☐ 補助金等交付申請書（兼）承諾書（第2号様式）
- ☐ 事業計画書（第3号様式）
- ☐ 事業収支計画書（第4号様式）
- ☐ 役員名簿（第5号様式）
- ☐ 市税の滞納なし証明書
- ☐ 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けているまたは住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をしていることが確認できる書類
- ☐ 県補助金の交付決定通知等の写し
- ☐ 補助事業の内容が確認できる書類（仕様書、図面、カタログ等）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

(3)実績報告書

県補助金の額の確定通知書を受け取って7日以内または令和8年3月31日のいずれか早い日までに、久留米市への実績報告書をご提出ください。

【提出書類】

- ☐ 実績報告書（第6号様式）
- ☐ 事業報告書（第7号様式）
- ☐ 収支決算書（第8号様式）
- ☐ 県補助金の確定金額が確認できる書類（額の確定通知書の写し等）
- ☐ 事業実施したことが確認できる資料（実施前後が確認できる写真等）

(4)提出方法

①提出先 久留米市商工観光労働部観光・国際課（市役所本庁舎11階）

〒830-8520 久留米市城南町15-3

Mail: kanko@city.kurume.lg.jp

②提出方法 提出先へ関係書類を直接提出または郵送、メールにて送付

（問い合わせ先）

久留米市商工観光労働部観光・国際課

電話：0942-30-9137